就 労 証 明 書

宇 都 宮 市 長　　宛

証明日	令和　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	㊞
所在地	
電話番号	
記入者名	
記入者連絡先	

下記の内容について，事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄
勤務先事業者に関する事項		
1	業種 ※1	（　※3　）
2	就労者が従事する具体的な業務内容	
就労者に関する事項		
3	ふりがな 就労者氏名	
4	就労者住所	
就労状態等に関する事項		
5	雇用（予定）期間 ※2	年　月　日　～　／　※雇用期間が有期の場合 雇用契約の更新（有・無） 年　月　日まで
6	勤務先事業所名	
7	勤務先住所	
8	勤務先電話番号	
9	雇用の形態	自営業，正社員，パート・アルバイト，非常勤・臨時職員，派遣社員，その他（※3　）
10	就労時間（固定就労の場合）	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祝祭日 平日　時　分　～　時　分　休憩時間　分／日 土曜　時　分　～　時　分　休憩時間　分／日 日曜　時　分　～　時　分　休憩時間　分／日 祝祭日　時　分　～　時　分　休憩時間　分／日 就労時間　時間／日　就労日数　日／月　合計就労時間　時間／月
11	就労時間 ※4（変則就労の場合）	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □日 □祝祭日　※就労する曜日を全てチェック 就労時間 ※1日の平均を記入　時間／日　就労日数　日／月　合計就労時間　時間／月
12	就労実績	令和　年　月　日／月　令和　年　月　日／月　令和　年　月　日／月
その他		
13	備考欄	

・ 代表者印のないものは無効。
・ 修正の場合は訂正印を用いること。消せるボールペンや修正テープ等での修正は使用しないこと。
・ 備考欄には特筆すべき事項を記入すること。

※1　就労者が従事している業種として当てはまるものを次の中から選択すること。
農業，林業／漁業／鉱業，採石業，砂利採取業／建設業／製造業／電気・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業，郵便業／卸売業，小売業／金融業，保険業／不動産業，物品賃貸業／学術研究，専門・技術サービス事業／宿泊業，飲食サービス業
生活関連サービス業，娯楽業／教育，学習支援業／医療，福祉／複合サービス事業／公務／その他※3

※2　雇用期間が有期の場合のみ，雇用契約の更新有無と雇用契約終了年月日を記入すること。

※3　「その他」を選択した場合には，右欄（括弧の中）に詳細を記入すること。

※4　変則就労の場合には，備考欄に，想定される1日の勤務時間を全て記入すること。
（例）パターン①　午前9時00分～午後3時00分　休憩時間　60分／日
パターン②　午後1時00分～午後7時00分　休憩時間　60分／日
パターン③　午後3時00分～午後9時00分　休憩時間　60分／日

（裏面）

≪本証明書の使用目的等≫

・ この証明書は，**「現に他の事業所等で就労している方が，今後，本市で会計年度任用職員（※）として任用される可能性がある場合」**もしくは**「本市で会計年度任用職員として任用されている方が新たに他の事業所等で就労しようとする場合」**に作成を依頼し，これにより，**服務に関する各規定に抵触しないこと**を確認するほか，**適切な報酬の支払い及び健康管理の観点から，正確な労働時間を把握する**ものです。

※ 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいいます。）は，同法に定める「信用失墜行為の禁止（第33条）」や「職務に専念する義務（第35条）」，「営利企業への従事等の制限（第38条）」など，服務に関する各規定の適用を受けます。ただし，パートタイムの会計年度任用職員については，「営利企業への従事等の制限（第38条）」が適用されません。

・ 本証明書の作成後に雇用契約が変更または更新される場合には，あらためて証明書の作成をお願いいたします。

・ なお，貴事業所において該当者が雇用契約の時間を超えて労働（残業）した場合には，就労証明書とは別に，勤務時間等の実績について報告を求めることがありますのでご了承ください。

○地方公務員法（抜粋）

（信用失墜行為の禁止）
第三十三条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（職務に専念する義務）
第三十五条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（営利企業への従事等の制限）
第三十八条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。
２　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めるこ